

## 平成 29 年台風第 21 号の教訓を踏まえた災害対応の見直しについて

平成 29 年台風第 21 号の接近に伴い、全国各地で河川の氾濫による浸水害や暴風による被害が発生し、本県でも人的被害として軽傷 4 名、住家被害として半壊 1 棟のほか多数の一部損壊、床上浸水および床下浸水、また、公共土木施設の被害、農林水産業の被害、公立学校施設、文化財等の被害等多くの被害が発生した。

さらには、鉄道の運休や大規模停電、断水、通信障害等ライフラインの被害により、県民生活に影響を与えるとともに、瀬田川洗堰では、平成 25 年台風第 18 号の接近時以来 4 年ぶりに全閉操作が行われた。

そうした中、県では、台風の接近に備え、災害警戒本部および災害警戒地方本部を設置して災害対応に当たったところであるが、今般の災害対応全体を通じ、災害警戒本部のあり方や瀬田川洗堰全閉操作への対応、内水排除等、多くの課題が明らかになったことから、その教訓を踏まえ、全庁的な議論を経て、下記のとおり、災害対応の見直しを行うこととする。

### 記

#### 1 災害警戒本部のあり方について

##### (1) 災害警戒本部の廃止の判断

災害警戒本部の廃止は、災害警戒本部員会議を開催し、被害および応急対策の状況をしっかりと把握した上で、本部長の判断で行う。

##### (2) 災害警戒本部における情報の共有と発信

災害警戒本部が中心となって、災害警戒本部員会議を状況の変化に応じて適時に開催するとともに、各所属における防災情報システム、総合事務支援システム等の利用、防災行政無線による庁内放送の活用等により、県庁全体での情報共有を徹底する。

県民への情報発信については、「防災ポータル」にライフライン情報のコーナーを設け、事業者のサイトとリンクさせる等、県民への情報発信を強化する。

##### (3) 本部体制

災害警戒本部の本部員には、部局全体に係る被害状況等を把握し、迅速・的確な判断を行うことが求められることから、次長が務めるものとする。

## 2 瀬田川洗堰全閉操作への対応について

### (1) 情報伝達体制および伝達先

瀬田川洗堰の放流量の変更（全閉操作を含む。）の通知があった場合は、流域政策局から防災危機管理局へ情報提供し、災害警戒本部において共有するとともに、沿岸市に対しては、当面の間、災害警戒本部から連絡する。

### (2) 全閉回避および放流再開の要請

全閉回避等の要請については、これまでの統計的な雨量の状況、天ヶ瀬ダムの上流流入量の変化等を踏まえ、放流量変更の通知を待つことなく、早めに全閉回避の要請ができるように対応を検討する。

## 3 内水排除について

### (1) 情報伝達体制および伝達先

樋門操作、ポンプ運転等の情報については、流域政策局から防災危機管理局へ情報提供し、災害警戒本部において共有するとともに、水資源機構から琵琶湖周辺の関係する基幹土地改良区への情報提供について協議する。

### (2) 内水排除の運用基準等

内水排除の運用基準について、水稻の湛水防除基準によっているが、現在は、水稻だけでなく野菜や果樹も栽培されており、基準未満の浸水でも畑作物への影響が出ているため、水資源機構と連携して湖辺域の浸水状況に応じた内水排除の適切な操作について協議を行う。

## 4 地域防災計画（風水害等対策編）の修正について

地域防災計画（風水害等対策編）に、風害への具体的な対応についての記載を加える。

## 5 帰宅困難者対策について

風水害発生時においても、地震発生時と同様、コンビニ事業者等との災害時応援協定に基づき、水道水、トイレ、道路情報の提供を行う。

また、鉄道不通時の代替交通の確保については、交通事業者の意見を聴きながら研究を進める。

危機管理センター等公共施設等の活用については、まずは、それぞれの施設の設置目的や性格、避難所の指定の有無等を勘案した上で活用の可否について判断し、活用可能な施設については、具体的な活用方法等について検討することとする。